

聖籠町告示第五号

聖籠町子ども医療費一部負担金助成事業実施要綱を次のように定める。

平成二十三年三月二日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町子ども医療費一部負担金助成事業実施要綱
(趣旨)

第一条 この告示は、子どもの健康の向上及び福祉の増進を図るために子ども医療費一部負担金を助成することについて、聖籠町補助金等交付規則（昭和五十四年聖籠町規則第四号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 各条例 次に掲げる条例をいう。

ア 聖籠町妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条

例（昭和四十八年聖籠町条例第七号）

イ 聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例

（昭和六十二年聖籠町条例第十三号）

ウ 聖籠町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例

（平成三年聖籠町条例第一号）

二 一部負担金 各条例に規定する助成対象者が保健医療機関に支払う金銭をいう。

(助成対象者)

第三条 この告示の定めるところにより、助成を受けることができる者は、各条例のいずれかの助成対象者であつて、かつ、出生した日から満十二歳に達した日の属する最初の年度末までにある者（この条において「子ども」と

いう。)の保護者(親権者、未成年後見人その他現に子どもを監護している者をいう。第五条においては「助成対象者」という。)とする。

(助成の範囲)

第四条 町長は、各条例に規定する一部負担金のうち、同一の保健医療機関における支払いが一月に二回を超えた場合、三回目、四回目の一部負担金の全額を助成するものとする。

(助成の申請)

第五条 助成対象者は前条に規定する助成を受けようとするときは、聖籠町子ども一部負担金助成申請書(別記様式第一号)に領収書を添付して、町長に申請するものとする。

(助成額の決定)

第六条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、聖籠町子ども一部負担金助成支給決定(却下)通知書(別記様式第二号)により申請者に通知しなければならない。

(助成金の返還)

第七条 町長は、虚偽その他の不正な手段により助成を受けた者があるときは、その者から助成額の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

(その他)

第八条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

別記様式第1号(第5条関係)

聖籠町子どもの医療費一部負担金助成申請書

年 月 日

聖籠町長 様

住 所
申請者
印

氏 名

電話番号

下記のとおり金 円の一部負担金の助成を申請します。

該当県単医療制度	県子 ・ 県障 ・ 県親	保 険 者 名	
受給者氏名		記号・番号	
受療者氏名		被保険者氏名	
振込指定機関		口座番号	口座名義
※ 他法負担金		一部負担額	決定額

(注) 1 ※印は記入しないこと。

2 助成申請の際には県単独医療費助成制度の受給者証、医療機関から発行された領収書、加入している保険証者を提示すること。

3 助成金の振込は、申請があった日の翌月末とする。

別記様式第2号(第6条関係)

聖籠町子どもの医療費一部負担金助成支給決定(却下)通知書

年 月 日

様

聖籠町長

子どもの医療費一部負担金助成について、下記のとおり決定(却下)したので、通知します。

記

1 子どもの医療費一部負担金助成について決定します。

(1) 支給額 円
(内訳)

申請年月日	受診年月	受診医療機関名	申請額(支給額)

(2) 支給方法

年 月 日に申請の際に指定された口座に振り込みます。

2 子ども医療費一部負担金助成申請を却下します。

(却下理由)